

# 関西学院大学サッカースクール規約

## 第1条（名称）

本スクールは、関西学院大学サッカースクール（以下「本スクール」という）と称する。

## 第2条（目的）

関西学院大学体育会サッカー部が掲げる地域活性化プロジェクトの一環として、サッカーを通して体力や技術、知力の向上、関学のことを知り好きになってもらうことを目標とし、将来の関学生を育てることを目的とする。

## 第3条（入会対象者及び手続き）

小学1年生から6年生までの男女、経験、未経験者は問わない。

入会希望者は親権者の許可を条件とし、所定の手続きにより入会を申し込むこととする。

## 第4条（入会費）

本スクールに入会するものは、入会費5,000円（保険料、ウェア代、雑費等）を初回の練習時にスクール会場にて納入する。

## 第5条（寄付金額と支払い方法）

本スクールに入会するものは、スクール生1人につき1口7,000円/月の寄付金の支払いを努めるものとする。

寄付金の支払い方法は毎月指定の銀行口座への振り込み（振込手数料はスクール生の負担とする）または、スクール会場にて集金を行う。

## 第6条（寄付証明書）

寄付金を納入された方には年2回（6月、12月）寄付証明書を発行する。

## 第7条（遵守事項）

スクール生は本規約を遵守するとともに、スクール会場での諸規則に従うものとする。

スクール生は本スクールの一員として、スクール内の秩序、規則、コーチの指示、公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

## **第8条（練習日・活動場所）**

9月～12月、2月～7月の毎週火曜日、午後7時～8時

場所は関西学院大学第4フィールドサッカー場または関西学院中等部グラウンドにて行う。

基本的に雨天決行、やむを得ない事情が発生した場合は練習場所の変更や中止とすることがある。その場合は事前にスクール生に通知する。なお、中止による振替は行わない。

## **第9条（会員変更事項）**

スクール生は、本スクールに届け出た会員情報について変更があった場合、遅滞なく申請しなければならない。

## **第10条（入会）**

入会日は受講開始日とし、月途中の入会も認める。

## **第11条（退会）**

スクール生が自身の都合により退会する場合は、本スクールに申請をし、承認を得るものとする。

## **第12条（継続・年度更新）**

年度末（3月）に退会等の申出がない場合、従前と同一の条件で自動更新し継続するものとする。継続するスクール生は更新料1,500円（保険料、雑費等）を新年度初回の練習時にスクール会場にて納入する。

## **第13条（保険の加入）**

スクール生は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入手続きはすべて本スクールで行う。なお、傷害、事故における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとする。

## **第14条（負傷時の処置）**

サッカーの試合中および練習中、ならびに移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、スクール生が本スクールにおいて加入するスポーツ傷害保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。

## 第15条（活動方針）

スクール生およびその法定代理人（保護者）は本スクールに対し、指導方針や活動方針について一任するものとする。

## 第16条（除名）

1. スクール生（法定代理人（保護者）含む）が以下の事項に該当する場合、または、本スクール事務局において本スクール生として不適格と判断した場合、当該スクール生を本スクールから除名することができる。
  - （1） スクール生またはその法定代理人（保護者）が本規約の事項または本スクールの指示に違反し、本スクールが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき
  - （2） 本スクールの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合
2. 前項に基づきスクール生を除名した場合、本スクールはスクール生に対して何らの義務または責任も負わない。

## 第17条（休校、閉鎖）

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他本スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとし、寄付金の返金は行わない。

## 第18条（免責）

スクール生（法定代理人（保護者）含む）は、スクール活動中における盗難、傷害、ピッチ（グラウンド）外での事故およびその他の事故について、本スクールに重過失がある場合を除いて、本スクールに対して何ら損害賠償を求めない。

## 第19条（附則）

本スクールは、必要に応じて随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めない事項についても細則を定めることができる。

また、スクール生は変更内容通知後または新規約送付後にスクールへ参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

## 第20条（施行）

本規約は、2023年9月1日から施行する。